

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型インフルエンザに係る臨時休業の目安について（通知）

授業の開始に伴い新型インフルエンザの感染拡大が懸念されていることから、臨時休業について、次のように目安を定めました。

今後、新型インフルエンザ患者発生による臨時休業を行う場合、本目安を参考にして幼児、児童生徒の健康・安全に十分配慮し、各学校の実情に即した適切な対応をお願いします。

1 臨時休業について

(1) 学級の臨時休業

同一学級内に新型インフルエンザに罹患したと診断された幼児、児童生徒が学級の10%～30%に達した場合、当該学級について7日間程度の休業を行う。

(2) 学年の臨時休業

1学年に複数かつ半数以上の学級の臨時休業が発生した場合、当該学年について7日間程度の休業を行う。

(3) 学校の臨時休業

学校内に半数以上の学年の臨時休業が発生した場合、7日間程度の休業を行う。

2 運用について

(1) ここでいう「新型インフルエンザに罹患したと診断された幼児、児童生徒」とは、クラスターサーベイランスにおいてPCR検査を受け陽性と診断された者及びその同一集団で簡易検査の結果A型インフルエンザと判明した疑似陽性患者をいう。

(2) 糖尿病やぜんそく等の基礎疾患をもつ幼児、児童生徒については、体調等に常に注意を払い、新型インフルエンザの感染予防に努めるとともに、万一罹患したと考えられる場合は保護者と連携を図り、適切な医療を受けられるよう迅速に対応すること。

(3) 臨時休業の実施については、次のことを勘案し、県教育委員会、学校医、保健所等と十分な協議の上、適切に実施すること。

- ①学級・学年・学校の規模
- ②患者の急増など新型インフルエンザの発生状況
- ③近隣の学校における発生状況
- ④その他臨時休業を実施するにあたって勘案すべき事項

(4) 臨時休業措置を講ずるに当たっては、幼児、児童生徒の健康の確保とともに、家庭における生活や学習面での配慮と併せて、学校行事の実施等についても幼児、児童生徒と保護者に十分な説明を行うこと。